

議案第 109 号

伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について

伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 9 月 4 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成 16 年伊賀市条例第 196 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次のただし書を加える。

ただし、事業完了後、新たに受益者となったものについては、受益者となった時点でこれを賦課する。

附 則

この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。